

○ 帯広市退職職員の再就職に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市を退職した職員が市の関与団体に再就職した場合の勤務条件等について確認を行うことにより、市職員の再就職の適正管理につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 退職職員 任期の定めのない常勤職員のうち課長補佐職以上の職を経験し退職した者（帯広市職員退職手当支給条例（昭和60年条例第1号）に基づき、退職手当を支給した者に限る。）をいう。
- (2) 関与団体 次に掲げる団体のうち別表に掲げる団体とする。
 - ア 本市の出資又は出えん比率が25%以上の団体
 - イ その他、市の関与が深い団体として市長が別に定めるもの

(退職職員の勤務状況等の確認)

第3条 関与団体を所掌する部等の長（以下「所管部長」という。）は、必要に応じ、当該関与団体に対し、退職職員の在籍状況、勤務形態、報酬の額等について報告を求めるものとする。

2 所管部長は、前項の報告による退職職員の勤務形態、報酬の額等を勘案し、社会通念上、不適正と考えられる取扱いがあった場合、関与団体に対して事情等を聴取するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

番号	関与団体名
1	帯広市土地開発公社
2	一般財団法人 帯広市文化スポーツ振興財団
3	株式会社 帯広市農業振興公社
4	公益財団法人 帯広市休日夜間急病対策協会
5	公益財団法人 とかち財団
6	社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会
7	公益社団法人 帯広市シルバー人材センター
8	一般社団法人 帯広観光コンベンション協会
9	一般社団法人 帯広物産協会
10	一般社団法人 帯広消費者協会